

福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備第52回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：5,156百万円 国費：4,271百万円

※福島県、9市町村（26事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。
※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○福島再生賃貸住宅整備事業

・浪江町において、帰還町民等向けの賃貸住宅の整備を行います。
《3,246百万円（2,840百万円）（1町1事業）》

○福島復興再生拠点整備事業

・浪江町において、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備を行います。
《872百万円（654百万円）（1町1事業）》

○公立学校施設整備費国庫負担事業

・双葉町において、幼小中一貫教育のための義務教育学校の整備を行います。
《308百万円（235百万円）（1町4事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先

担当：加速化交付金班 上野

電話：03-6328-0257

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備
（第52回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
南 相 馬 市	2 0	1 5
川 俣 町	1 7	1 3
檜 葉 町	1 8 6	1 2 5
川 内 村	2 7	2 0
大 熊 町	2	2
双 葉 町	3 8 0	2 9 2
浪 江 町	4, 3 1 5	3, 6 4 6
葛 尾 村	1 2	1 2
飯 舘 村	8 8	6 6
福 島 県	1 0 7	8 0
計 (県、9市町村)	5, 1 5 6	4, 2 7 1

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第66回)≪帰還・移住等環境整備(第52回)≫
市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:45(木質バイオマス施設等緊急整備事業)
- ・食を中心に捉えた健康コミュニティ事業(基金型)《新規》
【20百万円(15百万円)】

浪江町

- 事業番号:5(福島再生賃貸住宅整備事業)
- ・浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)(基金型)《新規》
【3,246百万円(2,840百万円)】
- 事業番号:8(福島復興再生拠点整備事業)
- ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(基金型)
【872百万円(654百万円)】

檜葉町

- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
- ・檜葉小学校厨房改修事業《新規》
【185百万円(124百万円)】
- ・檜葉小学校厨房改修事業(効果促進事業)《新規》
【1百万円(1百万円)】

葛尾村

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)野川・上野川第2地区《新規》
【12百万円(12百万円)】

川内村

- 事業番号:41(農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業)
- ・かわうちワイナリー交流施設整備事業《新規》
【27百万円(20百万円)】

飯舘村

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・飯舘村産業団地整備事業(深谷地区)
【87百万円(66百万円)】

双葉町

- 事業番号:14(公立学校施設整備費国庫負担事業)
- ・義務教育学校整備事業(校舎の新增築)(双葉町)
【184百万円(139百万円)】
- ・義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)
【82百万円(62百万円)】
- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
- ・義務教育学校整備事業(給食施設の新增築)(双葉町)《新規》
【8百万円(6百万円)】
- ・義務教育学校整備効果促進事業(給食施設の新增築)(双葉町)《新規》
【7百万円(6百万円)】
- 事業番号:39(保育所等の複合化・多機能化推進事業)
- ・認定こども園整備効果促進事業(双葉町)
【57百万円(46百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(通作条件整備型))野手神地区(基金型)
【30百万円(23百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・被災地域農業復興総合支援事業(農業用機械施設等)南相馬市
【76百万円(57百万円)】

福島再生加速化交付金(第66回)《帰還・移住等環境整備(第52回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
8	福島復興再生拠点整備事業
14	公立学校施設整備費国庫負担事業
15	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
19	生活環境向上支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業
45	木質バイオマス施設等緊急整備事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

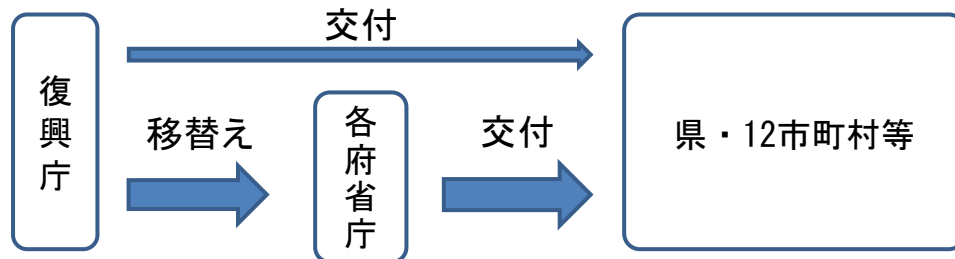
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業